

へり。

は按に太平記に、元弘三年五月十五日、義春、光廣卿の記行にも、甘三日は山の端を去らぬまことに云々。かくいへるも此淺間堀兼の井は右に見て通る、決定知近水心にうかぶべし、けふは仙波の御堂に云々。井と唱ふるあつて、字を七曲りの井と號渡り、六七歩に堀兼の井と呼べり、又北入間村にありも堀兼の井とされるもの、農家の傍にありも堀人相の傳ふ文永七年に堀穿所のものにして古は一村の人ことて此水を汲事なよつて、井の繞りされども後世井路に崩れ損じたる故、今は所々に井をまうけて此水を汲事なよつて、井の繞りさには雜樹繁茂して躋蒼たり、又其傍に文永、文保、寛正等の年號を刻せし古碑を存す、すべて井と稱するもの、乙女新田及び高井戸等の地にありといひて、堀兼の井一所、ならず再堀人相の事びが按に、武藏野の廣大なる古水に乏しき故に、所々に井を堀穿つと、云ひて水を得らん、されば此井一所に限るべからず、と云ひて可なる。

〔平治物語〕常盤註進并信西子息各被處遠流事

中ニモ播磨中將成憲ハ、老タル母ト少キ子トヲ振捨テ、遼遠ノ境ニ赴ケル。中イヅク限リトモ知ラヌ武藏野ヤ、ホリカ子ノ井モ尋見テ行バ、下野國府ニ著テ、我住ベカナル室ノ八島トテ見遣給ヘバ。○下

〔千載和歌集釋十九〕法師品漸見濕土泥決定知近水の心をよみ侍りける。

皇太后宮大夫俊成

武藏野の堀金の井もあるものをうれしくも水の近付にけり

〔常陸國風土記〕行方郡○中

倭武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即頓幸櫻野之清泉、臨水洗手、以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井。○中

那賀郡○中

自郡東北挾粟河而置驛家、本近粟河謂河内、今隨本名之、當其以南、泉出坂中、水多流尤清、謂之曝井、緣泉所居村